令和 ８ 年度

水道水質検査計画

「水道水質検査計画」とは、水質検査の適正化及び透明性を確保するために、検査項目、検査地点、検査頻度等を定めたもので、水道水を利用される市民の皆様に公表することを目的としています。
水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。
栗東市上下水道事業所では、市民の皆様により安心して水道水をご利用いただくために「水道水質検査計画」を策定しています。

令和 ８ 年 ２ 月

栗東市上下水道事業所

～ 目　次 ～

1.　基本方針 ・・・ 1

2.　水道事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

3.　水道の原水および浄水の水質状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4.　水質検査採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

5.　水質検査項目と検査頻度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

表－5　毎日検査項目の検査頻度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

表－6　水質基準項目の検査頻度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

表－7　水質管理目標設定項目の検査頻度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

表－8　農薬類(水質管理目標設定項目№15)の検査頻度 ・・・・・・・ 7

表－9　その他市が独自に行う水質検査項目･頻度 ・・・・・・・・・・・・ 8

6.　臨時の水質検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

7.　水質検査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

8.　水質検査計画および検査結果の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

9.　水質検査の精度と信頼性の保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

10.　関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

資料. 平成29年度の水質検結果（浄水・原水） ・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 基本方針

栗東市上下水道事業所では、水道法第 4 条の規定による水質基準等を満たす安全でおいしい水道水をお届けするために水源から給水栓（蛇口）までの水質管理を行っています。水道水の水質基準適合検査、浄水処理後の水質検査、水源の水質監視は、水質管理を行う上でとても重要です。

お客様から信頼され、安心してお使いいただける水道水をお届けできるよう、以下の方針により水道水質検査計画を定めて、今後もより安全で安定した水質管理に努めます。

(1) 水質検査地点

水道法で水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、安全で良質な水道水を確保するため、浄水場の出口（処理水）および水源（原水）とします。

(2) 水質検査項目

水道法で検査が義務づけられている給水栓水の毎日検査項目及び水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされている水質管理目標設定項目、より安全で良質な水道水であることを確認すると共に、水源の状況を把握するために必要な項目として栗東市が独自に行う項目とします。

(3) 水質検査頻度

水道法に定められた頻度を基に、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

栗東市の水道は、地下水、表流水を水源とし、市内4箇所の水源地（出庭水源地、十里水源地、金勝水源地、観音寺水源地）でつくられています。市内の水源で必要な水量の約**60%**を賄い、残りは滋賀県企業庁でつくられた水を受水しています。

(1) 給水状況

令和6年度末の給水状況は、
表－1のとおりです。

表－1

給 水 人 口	70，253人
給 水 件 数	20，205件
普 及 率	99．9 %
年間総配水量	9，149，266㎥
1日平均配水量	25，066㎥
1日最大配水量	27，342㎥

(2) 施設等の概要

表－2

浄水場名	出庭水源地		十里水源地	金勝水源地	第1高区受水池（県用水）	観音寺水源地
所在地	栗東市出庭 1708-85 他		栗東市十里 72-2	栗東市上砥山 1800-24	栗東市上砥山 301-1 他	栗東市観音寺 352-2
水　源	浅井戸地下水	深井戸地下水	深井戸地下水	深井戸地下水	琵琶湖	谷川表流水
浄水処理方法	膜ろ過（セラミックMF膜）ﾎﾟﾘ塩化ｱﾙﾐﾆｳﾑ、塩素消毒	急速ろ過（除鉄・除ﾏﾝｶﾞﾝ接触ろ過）、塩素消毒	急速ろ過（除鉄・除ﾏﾝｶﾞﾝ接触ろ過）、脱炭酸処理、塩素消毒	急速ろ過（除鉄・除ﾏﾝｶﾞﾝ接触ろ過）、脱炭酸処理、塩素消毒	県企業庁より浄水を受水しています。	急速ろ過（凝集沈殿）ﾎﾟﾘ塩化ｱﾙﾐﾆｳﾑ、塩素消毒
処理能力（m^3 ／日）	8，600	950 （2号井）	5，900	1，650 （2号井・3号井）	14，400	43
給水区域	栗東市全域					

※ 出庭水源地の深井戸3号（950m3/日）は、平成 22 年 6 月より取水を停止しています。

※ 金勝水源地の深井戸1号（750m3/日）は、平成 22 年 7 月より取水を停止しています。

(3) 受水状況

令和6度末の受水状況は、表－3のとおりです。

表－３ （県用水）

水道事業体名	滋賀県企業庁
浄　水　場　名	吉川浄水場
所　　在　　地	野洲市吉川3382
水　　　　　源	琵琶湖(南湖)
浄水処理方法	薬品凝集沈殿急速ろ過法
受　水　地　点	第一高区受水池、低区配水池
年間総受水量	4，147，262㎥
1日平均受水量	11，370㎥
1日最大受水量	14，411㎥

3. 水道の原水および浄水の水質状況

(1) 水源から浄水場までの状況と留意すべき水質項目

水源の状況と留意すべき水質項目は表－4のとおりです。

表－4

水源水系	野洲川地下水 浅井戸　2 眼 (深度8m)	地下水 深井戸　6 眼 (出庭1、十里3、金勝2) (深度73m～130m)	谷川表流水	琵琶湖 (第1高区受水池)
原水の汚染要素	・地質由来の無機物/重金属 ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等病原生物	・地質由来の無機物/重金属	・地質由来の無機物/重金属 ・降雨等による濁水発生 ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等病原生物 ・油類等による突発汚染事故	県用水は、受水のみで、吉川浄水場で十分に管理されているが、残留塩素の確認は必要であると考えられる。
水質管理上留意すべき項目	・蒸発残留物・鉛 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度) ・有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA) ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等病原生物とその指標菌	・無機物/重金属・ﾏﾝｶﾞﾝ、フッ素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・蒸発残留物 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度) ・有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA) ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等指標菌	・無機物/重金属・金属類 ・色度　・濁度 ・フッ素　・ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ ・有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA) ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等病原生物とその指標菌	・夏季における異臭(カビ臭)
主な浄水場名	出庭水源地	出庭水源地、十里水源地、金勝水源地	観音寺水源地	吉川浄水場(県)

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を行い、安全な水道水をお配りしています。

(2) 浄水場出口から給水栓(蛇口)までの間で留意すべき水質項目

浄水場出口から給水栓(蛇口)までの間で留意すべき水質項目は、色、濁り、消毒の残留効果です。

一部の古い水道管に由来する鉄サビが原因で、濁水を発生することがありますので、新しい水道管への取替を進めています。蛇口からの水道水が水質基準に適合し、塩素消毒の効果が保持されたままお客様にお届けしなければなりません。残留塩素濃度が高すぎる場合には水道水の味を損ないますので、浄水場で注入する塩素をできる限り少なくするよう努めています。また、マンション、アパート等の貯水槽を経由している蛇口では、貯水槽の管理が不十分な場合、残留塩素が減少したり、水質が悪化することがあります。

市では貯水槽の実態把握に努め、必要な改善に向けて所有されている方等に積極的に働きかけています。

4. 水質検査採水地点

(1) 浄水について

① 給水栓(蛇口)

水道法に基づく1日1回行う検査(毎日検査)について、水源地系統及び県水系統ごとに、 8箇所 で検査を行います。水質基準項目等の検査は、5箇所 で行います。

② 浄水場出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、市内浄水場 4箇所 ・県水受水池 1箇所で検査を行います。

(2) 原水について

水源の地下水等、原水が汚染されていないこと及び、浄水処理によって安全・良質に浄化できることを確認するため、地下水については水源井戸ごとに 8箇所 、表流水については着水池 1箇所 で検査を行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

栗東市では、法令（水道法）で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目と水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目のほかに栗東市が独自に実施する項目について水質検査を実施します。

(1) 毎日検査項目（P5 表－5、表－6 参照）

①給水栓（浄水）【義務項目】

a)検査項目 ： 色、濁り、消毒の残留効果について検査を行います。

b)検査頻度 ： 1日1回

②浄水場出口 【独自項目】

a)検査項目 ： 色度、濁度、残留塩素、味、臭気について検査を行います。

b)検査頻度 ： 1日1回

③原水 【独自項目】

a)検査項目 ： 臭気について検査を行います。

b)検査頻度 ： 1日1回

(2) 水質基準項目（P5 表－6 参照）

①給水栓（浄水）【義務項目】

a)検査項目 ： 水道法に定められた水質基準（52 項目）について検査を行います。

b)検査頻度 ： 個別に対応。

1．1 項目、2 項目、39 項目及び 47 項目から 52 項目までの 9 項目については、検査頻度を省略できないことから、年12回検査を行います。

2．10 項目及び 22 項目から 32 項目までの 12 項目については、年4回検査を行います。

3．43 項目、44 項目については、藻類による臭気物質のため、水源を琵琶湖とする県水系のみ、夏季における藻類の産出時期に年3回の頻度で検査を行います。（7月・8月・9月）

4．カルシウム、マグネシウム等硬度（40 項目）、蒸発残留物（41 項目）については、年1回ですが過去3年間の検査結果が水質基準値の1／5を超過したことがある給水栓は、年4回検査を行います。

5．各水源地特有の地質由来に該当する項目で無機物・重金属（3 項目～13 項目）、着色成分（33 項目～36・38 項目）が懸念される個所については、給水栓（浄水）においても安全性の確認を行うために引続き年4回の検査を行います。

6．その他の項目については、過去の検査結果から検査回数を減らしたり、省略することができますが、より安全であることを確認するため、年1回の検査を行います。

②浄水場出口（浄水）【独自項目】（P5 表－6 参照）

a)検査項目 ： 藻類による臭気物質（43・44 項目）を除く 50 項目について検査を行います。
（第1高区受水池は、除かず 52 項目）

b)検査頻度 ： 年1回、ただし上記 3 と 6 は、給水栓での検査頻度に準じます。

③原水 【独自項目】（P5 表－6 参照）

a)検査項目 ： 各水源地等の原水について消毒副生成物（22 項目～32 項目）、カビ臭（43・44 項目）、味（49 項目）を除く 37 項目について検査を行います。

b)検査頻度 ： 年1回 、ただし上記 6 は、給水栓での検査頻度に準じます。

表－5　毎日検査項目の検査頻度　※法令で義務付けられている検査項目です。

1日1回以上行う検査項目	評　価	検 査 地 点（8箇所） 給水栓（蛇 口）	実施検査頻度 （回／年）	検 査 地 点 詳 細
色	異常でないこと	8	365	十里水源地系末端、出庭水源地系末端、金勝水源地系末端、
濁り	異常でないこと	8	365	第1高区受水池（県用水）系末端、第4加圧ポンプ場系末端、第2・第3加圧ポンプ場系末端、
消毒の残留効果（残留塩素）	O．1mg/L以上	8	365	観音寺水源地系末端、低区配水池系　・・・ 計 8箇所

表－6　水質基準項目の検査頻度　※52項目においては、法令で義務付けられている検査項目です。

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間の最高値	過去検査値より設定する最低の検査頻度	実施検査頻度（回／年） 浄　水 給水栓（蛇口）	 浄水場出口	 原　水	検 査 設 定 理 由	備　考
1	一般細菌	100以下／mL	2	12回/年	12	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	病原生物による汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		12	1	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	1回/3年	1	1	1	安全性を確認するため行います。	無機物／重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005		1（金4）	1（金4）	1（金4）		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001		1	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.006	1回/3年	1（出4）	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	1回/3年	1	1	1		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002		1	1	1		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	1回/3年	1	1	1	安全性を確認するため行います。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	4回/年	4	1	1	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.1	1回/年	1	1	1	安全性を確認するため行います。	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.23		1（出4・観4）	1	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	1回/3年	1	1	1		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002		1	1	1	安全性を確認するため行います。	有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005		1	1	1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001		1	1	1		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001		1	1	1		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001		1	1	1		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	1回/3年	1	1	1		
20	ペルフルオロ（オクタン―1―スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005mg/L以下	0.00023	4回/年	4	1	1		
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	1回/3年	1	1	1		
22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.23	4回/年	4	1	－	3ヶ月に1回の検査とされている項目で、安全性を確認するため行います。	消毒副生成物
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002		4	1	－		
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.02		4	1	－		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.019		4	1	－		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.004		4	1	－		
27	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001		4	1	－		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.03		4	1	－		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.016		4	1	－		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007		4	1	－		
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001		4	1	－		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008		4	1	－		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	1回/3年	1	1	1	性状を確認するため行います。	着　色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.09	1回（4回）/年	1（県4）	1	1		
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01	1回/3年	1	1	1		
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02		1	1	1		
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	24		1	1	1		味
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	1回（4回）/年	1（十4）	1	1（十4）		着　色
39	塩化物イオン	200mg/L以下	92	12回/年	12	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	味
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	82	1回（4回）/年	1（出4・十4）	1	1	性状を確認するため行います。	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	200	1回（4回）/年	1（出4・十4）	1	1		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	1回/3年	1	1	1	性状を確認するため行います。	発　泡
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	＜0.000002	3回/年	（県3）	（県3）	－	藻類発生時期に実施します。（7月 ～ 9月）	かび臭
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	＜0.000009		（県3）	（県3）	－		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	1回/3年	1	1	1	性状を確認するため行います。	発　泡
46	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005		1	1	1	性状を確認するため行います。	臭　気
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.9	12回/年	12	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	味
48	pH値	5.8～8.6	6.7～7.7		12	1	1		基礎的性状
49	味	異常でないこと	異常なし		12<365>	1<365>	－		
50	臭気	異常でないこと	異常なし		12<365>	1<365>	1<365>		
51	色度	5度以下	＜0.5		12<365>	1<365>	1		
52	濁度	2度以下	＜0.1		12<365>	1<365>	1		
検 査 地 点 詳 細		・浄水（蛇口）：十里水源地系末端・出庭水源地系末端・金勝水源地系末端・第1高区受水池（県水）系末端・観音寺水源地系末端の計5箇所							
		・浄水（浄水場出口）：十里水源地場内・出庭水源地場内・金勝水源地場内・第1高区受水池（県水）場内・観音寺水源地場内の計5箇所							
		・原水：十里水源地各深井戸（3）・出庭水源地各浅井戸深井戸（3）・金勝水源各深井戸（2）・観音寺水源地着水井（1）の計9箇所							

※ （桃色の枠）は、法令に基づき、検査頻度を省略できない項目です。
※ 浄水場出口、原水での検査は水質管理上の必要性から独自に行います。
※ 過去3年間の最高値は、給水栓（蛇口）5箇所での検査結果です。各給水栓の検査結果は資料にあります。
※ 過去検査値より設定する最低の検査頻度とは、法に基づく検査回数、又は過去3年間の水質検査結果に基づき法の要件に合わせた検査回数です。
※ （　　）回数については、一部水源地系統において、過去検査結果等により検査頻度が異なります。
※ ＜　＞回数については、本市が独自に行う毎日検査を表しています。
※ 十・・・十里水源地、出・・・出庭水源地、観・・・観音寺水源地、県・・・第1高区受水地、深・・・深井戸を示しています。

(3) **水質管理目標設定項目【独自項目】**

①給水栓(浄水)(P6 表ー7 参照)

a)検査項目 : 水質管理目標設定項目の 16 項目について検査を行います。

b)検査頻度 : 年1回

②原 水 (P6 表ー7 参照)

a)検査項目 : 水質管理目標設定項目№15の農薬類について 35 項目について検査を行います。

b)検査頻度 : 年1回 十里水源地3井戸 ・ 出庭水源地3井戸 ・ 金勝水源地2井戸

(4) **病原性微生物対策 【独自項目】**(P8 表ー9 参照)

①原 水

a)検査項目:耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等と、その指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の2項目の検査を行います。

b)検査頻度:厚生労働省の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施します。

表ー7 水質管理目標設定項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値	過去3年間の最高値(mg/L)	実施検査頻度(回/年) 浄水 給水栓(蛇口)	原水	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.001	1	ー	無機物/重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	<0.0002	1	ー	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.001	1	ー	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	1	ー	有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	<0.02	1	ー	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	<0.008	1	ー	
10	亜塩素酸	ー	ー	ー	ー	消毒副生成物
12	二酸化塩素	ー	ー	ー	ー	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	0.002	1	ー	
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	0.008	1	ー	
15	農薬類(35項目)※注1	検出値と目標値の比の和として1以下	ー	ー	1(出・十・金)	農 薬
16	残留塩素	1mg/L以下	0.07	1	ー	臭 気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上～100mg/L以下	82	基準項目と重複	ー	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	基準項目と重複	ー	着 色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	16	1	ー	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	<0.03	1	ー	臭 気
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	<0.002	1	ー	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	2.2	1	ー	味
23	臭気強度(TON)	3以下	ー	ー	ー	臭 気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	180	基準項目と重複	ー	味
25	濁度	1度以下	<0.1	基準項目と重複	ー	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	7.7	基準項目と重複	ー	腐 食 性
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-2.0	1	ー	
28	従属栄養細菌	集落数が2000/mL以下 (暫定)	8	1	ー	水道施設の健全性の指標
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.01	1	ー	有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.09	基準項目と重複	ー	着 色
検査地点詳細		・浄水(蛇 口)・・・ 十里水源地系末端・出庭水源地系末端・金勝水源地系末端・第1高区受水池(県用水)系末端・観音寺水源地系末端の計5箇所にて検査を行います。 ・原水(農 薬)・・・ 十里水源地各深井戸・出庭水源地各浅井戸深井戸・金勝水源地各深井戸の計8箇所にて検査を行います。				

※ 注1・・・各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計が1以下であることを示します。

※ 過去3年間の最高値は、浄水の検査結果です。

※ 毒性評価が暫定的なものは(暫定)と表示しています。

※ №10、12については、消毒剤に二酸化塩素を使用の場合に注目すべき項目のため(本市は次亜塩素酸ナトリウム使用)省略します。

※ №23については、かび臭等を感知した場合に実施します。

表-8　農薬類（水質管理目標設定項目№.15）の検査頻度

令和 6年 4月 1日 改定

項目No.	項　目	目標値（mg/L）	実施検査頻度（回/年） 浄水	原水	用　途
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.05	―	―	殺虫剤
2	2,2-DPA（ダラポン）	0.08	―	―	除草剤
3	2,4-D（2,4-PA）	0.02	―	1	除草剤
4	EPN	0.004	―	―	殺虫剤
5	MCPA	0.005	―	―	除草剤
6	アシュラム	0.9	―	1	除草剤
7	アセフェート	0.006	―	1	殺虫剤・殺菌剤
8	アトラジン	0.01	―	―	除草剤
9	アニロホス	0.003	―	―	除草剤
10	アミトラズ	0.006	―	―	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	―	1	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	―	1	殺虫剤
13	イソフェンホス	0.001	―	―	殺菌剤
14	イソプロカルブ（MIPC）	0.01	―	―	殺虫剤
15	イソプロチオラン（IPT）	0.3	―	―	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤
16	イプフェンカルバゾン	0.002	―	―	殺虫剤
17	イプロベンホス（IBP）	0.09	―	―	殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	―	1	殺虫剤・殺菌剤
19	インダノファン	0.009	―	―	除草剤
20	エスプロカルブ	0.03	―	―	除草剤
21	エトフェンプロックス	0.08	―	1	殺虫剤・殺菌剤
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01	―	―	殺虫剤
23	オキサジクロメホン	0.02	―	―	除草剤
24	オキシン銅（有機銅）	0.03	―	―	殺虫剤・殺菌剤
25	オリサストロビン	0.1	―	―	殺虫剤・殺菌剤
26	カズサホス	0.0006	―	―	殺虫剤
27	カフェンストロール	0.008	―	―	殺虫剤・除草剤
28	カルタップ	0.3	―	―	殺虫剤・殺菌剤・除草剤
29	カルバリル（NAC）	0.02	―	1	殺虫剤
30	カルボフラン	0.005	―	―	代謝物
31	キノクラミン（ACN）	0.005	―	―	除草剤
32	キャプタン	0.3	―	1	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	―	―	除草剤
34	グリホサート	2	―	1	除草剤
35	グルホシネート	0.02	―	1	除草剤・植物成長調整剤
36	クロメプロップ	0.02	―	―	除草剤
37	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001	―	―	除草剤
38	クロルピリホス	0.003	―	―	殺虫剤
39	クロロタロニル（TPN）	0.05	―	1	殺虫剤・殺菌剤
40	シアナジン	0.001	―	―	除草剤
41	シアノホス（CYAP）	0.003	―	―	殺虫剤
42	ジウロン（DCMU）	0.02	―	―	除草剤
43	ジクロベニル（DBN）	0.03	―	―	除草剤
44	ジクロルボス（DDVP）	0.008	―	―	殺虫剤
45	ジクワット	0.005	―	―	除草剤
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004	―	―	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	―	―	殺虫剤・殺菌剤
48	ジチオピル	0.009	―	―	除草剤
49	シハロホップブチル	0.006	―	1	除草剤
50	シマジン（CAT）	0.003	―	―	除草剤
51	ジメタメトリン	0.02	―	1	除草剤
52	ジメトエート	0.05	―	―	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	―	1	除草剤
54	ダイアジノン	0.003	―	1	殺虫剤・殺菌剤
55	ダイムロン	0.8	―	―	殺虫剤・殺菌剤・除草剤
56	ダゾメット、メタム（カーバム）及び メチルイソチオシアネート	0.01	―	―	殺虫剤・殺菌剤・除草剤
57	チアジニル	0.1	―	1	殺虫剤・殺菌剤
58	チウラム	0.02	―	1	殺虫剤・殺菌剤

項目No.	項　目	目標値（mg/L）	実施検査頻度（回/年） 浄水	原水	用　途
59	チオジカルブ	0.08	―	―	殺虫剤
60	チオファネートメチル	0.3	―	1	殺虫剤・殺菌剤
61	チオベンカルブ	0.02	―	―	除草剤
62	テフリルトリオン	0.002	―	―	除草剤
63	テルブカルブ（MBPMC）	0.02	―	―	除草剤
64	トリクロピル	0.006	―	―	除草剤
65	トリクロルホン（DEP）	0.005	―	―	殺虫剤
66	トリシクラゾール	0.1	―	―	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤
67	トリフルラリン	0.06	―	1	除草剤
68	ナプロパミド	0.03	―	―	除草剤
69	パラコート	0.01	―	―	除草剤
70	ピペロホス	0.0009	―	―	除草剤
71	ピラクロニル	0.01	―	1	除草剤
72	ピラゾキシフェン	0.004	―	―	除草剤
73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02	―	1	除草剤
74	ピリダフェンチオン	0.002	―	―	殺虫剤
75	ピリブチカルブ	0.02	―	―	除草剤
76	ピロキロン	0.05	―	1	殺虫剤・殺菌剤
77	フィプロニル	0.0005	―	―	殺虫剤・殺菌剤
78	フェニトロチオン（MEP）	0.01	―	1	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤
79	フェノブカルブ（BPMC）	0.03	―	―	殺虫剤・殺菌剤
80	フェリムゾン	0.05	―	―	殺虫剤・殺菌剤
81	フェンチオン（MPP）	0.006	―	―	殺虫剤
82	フェントエート（PAP）	0.007	―	―	殺虫剤・殺菌剤
83	フェントラザミド	0.01	―	―	除草剤
84	フサライド	0.1	―	―	殺虫剤・殺菌剤
85	ブタクロール	0.03	―	―	除草剤
86	ブタミホス	0.02	―	―	除草剤
87	ブプロフェジン	0.02	―	―	殺虫剤・殺菌剤
88	フルアジナム	0.03	―	1	殺菌剤
89	プレチラクロール	0.05	―	1	除草剤
90	プロシミドン	0.09	―	―	殺菌剤
91	プロチオホス	0.004	―	―	殺虫剤
92	プロピコナゾール	0.05	―	―	殺菌剤
93	プロピザミド	0.05	―	―	除草剤
94	プロベナゾール	0.03	―	―	殺虫剤・殺菌剤
95	ブロモブチド	0.1	―	1	殺虫剤・除草剤
96	ベノミル	0.02	―	1	殺菌剤
97	ペンシクロン	0.1	―	―	殺虫剤・殺菌剤
98	ベンゾビシクロン	0.09	―	1	除草剤
99	ベンゾフェナップ	0.005	―	―	除草剤
100	ベンタゾン	0.2	―	1	除草剤
101	ペンディメタリン	0.3	―	1	除草剤・植物成長調整剤
102	ベンフラカルブ	0.04	―	―	殺虫剤・殺菌剤
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01	―	―	除草剤
104	ベンフレセート	0.07	―	―	除草剤
105	ホスチアゼート	0.005	―	―	殺虫剤
106	マラチオン（マラソン）	0.7	―	1	殺虫剤
107	メコプロップ（MCPP）	0.05	―	1	除草剤
108	メソミル	0.03	―	―	殺虫剤
109	メタラキシル	0.2	―	1	殺虫剤・殺菌剤
110	メチダチオン（DMTP）	0.004	―	―	殺虫剤
111	メトミノストロビン	0.04	―	―	殺虫剤・殺菌剤
112	メトリブジン	0.03	―	1	除草剤
113	メフェナセット	0.02	―	―	除草剤
114	メプロニル	0.1	―	―	殺虫剤・殺菌剤
115	モリネート	0.005	―	―	除草剤

検査地点詳細	・原水（農薬類）・・・・ 十里水源地深井戸3号 ・出庭水源地浅井戸1号、深井戸2号 ・金勝水源地深井戸2号、3号の計5箇所にて検査を行います。

※ 検査項目の選定（35項目）は、農薬販売等の状況を勘案し選定しています。

表－９　その他市が独自に行う水質検査項目・頻度

（病原微生物）

項目		判断	過去3年間の最高値	実施検査頻度（回／年）		検査地点
				浄水（浄水池出口）	原水	
クリプト指標菌	大腸菌	検出されればクリプトによる汚染のおそれあり。	649	－	4（十・金1）	・原水・・・出庭水源地浅井戸・各水源地深井戸・観音寺水源地着水池の計9箇所にて検査を行います。
	嫌気性芽胞菌		0	－	4（十・金1）	
クリプトスポリジウム		検出されないこと	不検出	－	2（出・観）	・原水・・・出庭水源地浅井戸・観音寺水源地着水池の計3箇所にて検査を行います。
ジアルジア		検出されないこと	不検出	－	2（出・観）	

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

（1） 水源の水質が著しく悪化したとき
（2） 水源に異常があったとき
（3） 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
（4） 浄水過程に異常があったとき
（5） 送・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
（6） その他、特に必要があると認められるとき

7. 水質検査の方法

（1） 水質基準項目等に関する水質検査及び臨時の水質検査については、水道法第20条に定める厚生労働大臣登録検査機関であるとともに、環境省の水質検査精度管理のための統一試料調査にて「第1群」に判断された登録水質検査機関又は大津市と締結している水質検査協定により大津市企業局へ委託します。
（2） 水質基準及び水質管理目標設定項目、農薬類については、厚生労働省が定めた水道水の検査方法によって行い、それ以外の項目は、上水試験方法（日本水道協会）等により、検査委託しています。
（3） 毎日検査項目については、市が委託する機関が実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

（1） 水質検査計画

水質検査計画は、皆さまからのご意見や検査結果を参考に検討を行い、毎事業年度の開始前に策定し毎年度見直しをおこない、本市ホームページ上に掲載します。
また、上下水道事業所でも閲覧できるようにします。

（2） 水質検査結果

水質検査結果の評価は、そのつど水質基準等に適合しているかどうかの判定を行います。
水質検査結果は、本市ホームページで公表します。
また、上下水道事業所でも閲覧できるようにします。
なお、令和8年度の検査結果については、作成次第、ホームページ上に掲載します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証

（1） 水道検査委託については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の中で、環境省が実施される水道水質検査の精度管理調査結果において適正であることを確認しています。

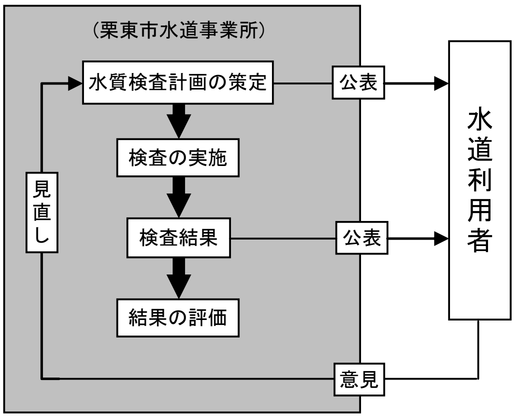

10. 関係者との連携

（1） 水道水が原因で、水質事故が発生した場合には、栗東市水道事業危機管理マニュアルに基づき、滋賀県生活衛生課、草津保健所等と連携し、現地調査・水質検査等を行います。

（2） 水源で水質汚染事故が発生した場合は、関係部局と連携を図りながら、情報交換、現地調査を行い、浄水処理場での適正な処理をして、安全で良質な水道水を供給します。

（3） 近隣市である大津市企業局と平成27年7月に両市との「水道技術協力に関する連携協定」を締結し、さらに平成28年7月にも水道技術協力連携協定により水道法に基づく水質検査業務の締結を行い、水質検査体制の強化に取り組んでいます。

〒520－3088　滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市上下水道事業所　上下水道課
TEL　077－551－0134
FAX　077－554－3866
e-Mail suido@city.ritto.lg.jp